

## 申第13号「新幹線乗務員の休日勤務指定」に関する申し入れについて窓口回答 一方的に休日勤務指定を実施するな！

本部は6月11日、「新幹線乗務員の休日勤務指定」に関する申し入れ（申第13号）、について窓口回答を行ってきました。この申は、基本協約条文の解釈に関わる問題、新幹線乗務員の労働条件に関わることから、団体交渉の開催を申し入れていました。冒頭、団体交渉でなく、窓口回答となったことについて会社に質したところ、団交事項に該当しないと答えたため、対立しました。

本部は、一方的休日出勤の解消、適正な要員配置、年休完全取得を求めましたが、会社は「必要な要員を措置している」等と全く譲りませんでした。

### 窓口回答に対する主なやりとり

組合：この間、過去休日出勤に関する申し入れで3回ほど、業務委員会を開催している。

会社：会社は把握していない。

組合：2005年10月と11月に2回、2019年2月に業務委員会を開催している。

会社：2005年だと初めて休日勤務が始まった時である。2019年は年度途中で導入したときである。

組合：この間、休日出勤がなかった。そして、休日出勤を再開するよう、会社は変更したのだから、窓口回答でなく、団体交渉や百歩譲って業務委員会を開催すべきである。1対1ではなく団体交渉委員2名も残し議論を行え。

会社：日程の調整もあるので、2名の団体交渉委員は退席してもらおう。

組合：では、別の日に業務委員会を開催せよ。

会社：今ここで窓口回答をする。付議事項にあたらぬし、休日勤務は初めてのことでないので、窓口回答で十分ことは足りる。

組合：休日出勤を復活させた意味では業務委員会を開催せよ。

会社：付議事項にあたらぬ。2005年は休日勤務を初めて導入したものであり、2019年は乗り組み基準を見直した直後に、年度初には休日勤務は発生しないだ

ろう見込んでいたが、短回巡回行路が増えたので休日勤務が発生したので、労使協議の場で説明した。今回は年度初の計画で大きく変わるものではない。久しぶりの休日勤務復活なので窓口で行う。

組合：復活なのだから業務委員会で行うべきである。この間も休日出勤の申し入れに基づいて業務委員会を行っていた。

会社：回答をしっかりと準備し、質問にも適切に答えていきたい。

組合：団体交渉もやらない。業務委員会もやらないことを確認し、対立を確認する。

会社：幹事間でしっかりと説明する。付議事項にあたらぬので窓口回答とする。

組合：乗務員の労働条件に関わることだから労使協議の場を持つべきである。

会社：付議事項にあたらぬ。

組合：対立を確認する。

## 申第13号と会社回答

「新幹線乗務員の休日勤務指定」に関する申し入れ

1. 休日勤務指定する場合は本人の承諾を得ること。また、本人の承諾なしに、一方的に休日勤務指定をする理由を明らかにすること。

### 【回答】

会社は就業規則に基づき、社員に労働時間外または公休日に勤務させることがあるとされており、計画的な休日勤務指定についても適切に行っている。これら勤務指定について本人の承諾を得ることが必要であるとは考えていない。

2. 今回の休日勤務指定は、「旅客需要が予想を上回る臨時列車の増発及び男性社員の育児休暇取得者数増大」を理由としているが、当初の計画と変更した計画の臨時列車の本数及び男性社員の育児休暇取得者数を明らかにすること。

### 【回答】

詳細は回答を控えるが、現在のお客様のご利用状況を踏まえると、コロナ前と比較してもより多くの列車本数となることが想定されている。また、育児休職者についても男性の取得者数が増加しており、全体としてはここ数年増加傾向にある。

3. 今年度の旅客需要の予想数とこれまでの実績を明らかにすること。

### 【回答】

2023年度通年の運輸収入は2018年度比で96%であり、これを踏まえて2024年度の運輸収入は年度初96%から年度末にかけて100%まで回復するとの前

提で策定している。

4. 会社は、本部・本社間での要員計画の回答の場で、「新幹線乗務員の休日勤務指定」について説明をしなかった。その理由を明らかにすること。

**【回答】**

貴側との間で議論に至らなかったためである。

5. 休日勤務指定が発生するほど乗務員が不足しているにもかかわらず、乗務員から駅に転勤させたり、出向させた理由を明らかにすること。また、希望者を乗務員に戻すこと。

**【回答】**

異動については運輸所・駅、各職場の要員需給状況、個々の社員のその後の運用予定等を、総合的に踏まえた上で決定している。今後も業務上の必要性に基づき、本人の能力・適性・希望等を総合的に勘案して運用を検討していく。

6. 今まで専任社員は対象外としてきたが、今回の休日勤務指定についても、対象外とするのか明らかにすること。

**【回答】**

必要な休日勤務は指定する。

7. 在来線において今年度、休日出勤が発生するのか明らかにすること。

**【回答】**

現時点で諸要素を全て正確に見込むことは困難であるし、各区の事情等により、一概に言うことはできないが、仮に休日勤務を必要とする場合であっても平準化するとほとんど発生しないと考えている。ただし、今後の状況によってこの限りではない。引き続き必要な休日勤務を指定することもある。

《主な議論》

**一方的な休日勤務指定は実施するな！**

組合：組合は休日勤務自体を否定しているわけではない。本人の承諾を得るだとか、事前に本人への打診をするだとかを行えばいい。休日勤務指定が一方的であるから問題である。諸条件や要員によって休日出勤が発生することはわかるが、一方的に実施しているから問題である。社員の休日を使用するのだから、当該社員の承諾を得ることが当然必要である。一方的に実施するからこのような申し入れとなる。

会社：本人の同意を得るものと規則上なっていない。休日予定表だとか乗務員

の休日勤務というのは行路順番に応じているから予想がつく。

組合：2段書きとなるのか。

会社：そうである。だから休日勤務が分かるようになっている。だから一人一人承諾を得ることは考えていない。

## **年休が入らない。もう我慢の限界だ！**

組合：今現在、運輸所では年休が全然入らない状況である。

会社：6月なので年休は発給されているとの認識である。

組合：年休取得順番が一番の人でも入らないと聞いた。こんなことでは乗務員は我慢の限界である。その上に休日勤務となれば怒りを通りこしている。

会社：年休が取りづらい月や、入りやすい月もあり、年間通して取得できる認識である。

組合：6月に駅異動で2名ほど出る。JRCPへの出向で6～7名位出る。あと運転士養成でも12～13名出ると言われている。人がとられて、ますます乗務員が足りなくなる。要員配置は適切に行え。

会社：中長期的な需給を見なければならぬ。コロナから回復状況で想定よりお客様の乗りがいいことだから、採用計画を考えなければならぬ。また、運輸系統なので駅もあるし、JRCPへの出向も必要である。全体を見なければならぬ。

組合：今までの休日出勤は、年休を発給させる意味合いもあった。今はこのような考え方はないのか。

会社：列車本数と男性社員の育児休暇の増大を理由としているが、一番大きいのは列車本数である。のぞみの臨時列車が増大している。ひかりやこだまについて本数が限られているため削りようがない。男性の育児休暇が100名単位で取得され増加している。

組合：5運輸所のことか。

会社：会社全体である。増加傾向にある。

組合：男性の育児休暇取得はいいことである。

会社：休暇状況を踏まえて採用計画を策定していく。

## **休日出勤解消のため、あらゆる努力を実施せよ！**

組合：4の回答で組合から質問がなかったからの回答はおかしい。要員計画の業務委員会で、休日出勤を復活させるのだから、組合の質問の有無にかかわらず説明することは会社の責任である。

会社：地方で説明すると聞いていた。貴側の意見は承った。

組合：休日出勤を復活させようとしているが、休日出勤解消のためのスタンスに変わりはないのか。

会社：完全に解消することは難しい。抑制させていく考え方は変わらない。

組合：早期解消のための努力をせよ。

組合：専任社員への休日出勤の指定は今までなかった。今回もないな。

会社：回答は必要な休日勤務をしていすとなっているが、職場の状況を見て、諸事情もあり、考慮することとなる。

組合：高齢者継続雇用給付金の関係で、今まで指定しなかったが、今回もそのことを踏襲するのか。

会社：その考えではいる。

組合：今回も専任社員の休日勤務指定はないと考える。

組合：在来線について、平準化すれば休日出勤は発生しない認識でいいか。

会社：そうである。

組合：もし、発生するとなれば、極少数なので対象者に打診があるのか。

会社：そのようになる。

以 上